子どものための マイナンバーハンドブック

～ マイナンバーって、何だろう!? ～

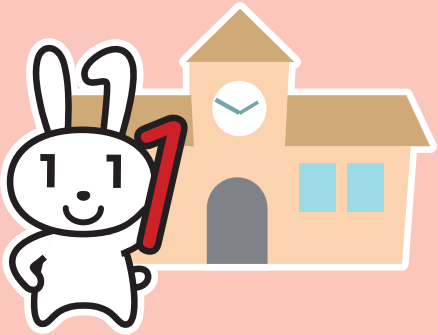

個人情報保護委員会

平成29年3月

目　次

1 マイナンバーのそもそも

(1) 12個の数字でマイナンバーを作って
くれるのは住んでいる町の役所 …… 4

(2) 国や町の役所などのやりとりに
役に立つマイナンバー …… 5

(3) マイナンバーが使えるのは
法律で決められたやりとりだけ …… 7

(4) 持っていれば便利になる
マイナンバーカード …… 8

(5) 見てみると何かと助けになる
マイナポータル …… 11

2 マイナンバーを守るためのルール

(1) マイナンバーが使えるのは
決められたやりとりだけ! …… 14

(2) マイナンバーをもらえるのは
決められた場合だけ！…… 15

(3) マイナンバーは決められた場合
でしか教えてはいけないよ…… 16

(4) ほかの人のマイナンバーは決められた
場合でしか集めてはいけないよ …… 18

(5) ほかの人のマイナンバーは決められた
場合でしか持っていてはいけないよ …… 19

(6) ほかの人のマイナンバーは必要が
なくなったら捨てないといけないよ …… 20

3 マイナンバーを扱うときのルール… 22

4 個人情報保護委員会というところ… 24

1 マイナンバーのそもそも

① 12個の数字でマイナンバーを作ってくれるのは住んでる町の役所

マイナンバー（個人番号）というのは、日本に住んでいるひと全員に与えられる一人ひとりちがった**12個の数字**を並べたもので、この番号によっていろいろな情報が誰のものか分かるようになってるんだ。

そして、一人ひとりの番号を作って、お知らせしているのが、みんなが住んでいる町の**役所**なんだよ。

② 国や町の役所などのやりとりに役に立つマイナンバー

マイナンバーは、みんなが国や町の役所などとやりとりをするときに使うもので、いろいろなやりとりに**役に立つ**ものなんだ。

これを使うと、国や町の役所などで使うお金のムダがなくなったり、仕事がはかどったりして、みんながしてほしい**サービスがよりよくなる**と言われているんだよ。

POINT!

マイナンバーを使うと、みんなのくらしが**便利**になると言われているんだよ。

みんなが、国や町の役所などから、サービスを受けようとするときに、マイナンバーを使うと、出さなくてはいけない書類を**減らす**ことができるんだ。

それから、**マイナンバーカード**や**マイナポータル**は、みんなのくらしに役立つように、いろいろな**使い方**が考えられているんだよ。

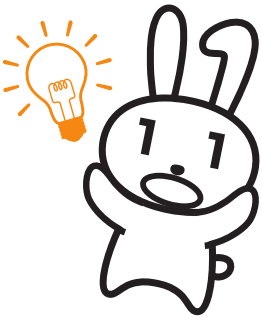

③ マイナンバーが使えるのは法律で決められたやりとりだけ

マイナンバーを使うことができるのは、法律で決められた**やりとり**だけで、これ以外で、マイナンバーを**使うことはできない**んだよ。

国や町の役所などは、このマイナンバーを使って、国やほかの町の役所などが持っているみんなの**情報**を受け取ったり、渡したりするんだ。

そうすると、みんなとやりとりをするときに、その情報を、**みんなからもらわなくてもよくなる**ようになるんだよ。

④ 持っていれば便利になるマイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバーを持っている人が欲しいと言えば、みんなが住んでる町の役所が作ってくれるんだよ。これは**プラスチック**でできていて、**ICチップ**が入っているカードなんだ。

POINT!

マイナンバーができると、通知カードが送られてくるけど、これは、**マイナンバーカードとは違う**ものだよ。

また、マイナンバーカードは、自分の名前や住所などを**確認**してもらうときに使えるんだよ。

それから、マイナンバーを誰かに教える時に、そのマイナンバーが自分のものであることを**確認**してもらうときにも使えるんだよ。

POINT！

マイナンバーカードを使うときには、マイナンバーカードのうらにマイナンバーが書かれていることを忘れないでね。マイナンバーカードのうらに書いてあるマイナンバーを**コピー**したり、**書き取ったり**すると、法律で決められた**ルールを破る**ことがあるから気をつけてね。

POINT!

マイナンバーカードの使い方はいろいろ考えられていて、例えば、図書館カードやいろんな証明書のかわりに使うことや、コンビニなどで、町の役所からもらう書類などがもらえるようになるみたいだよ。

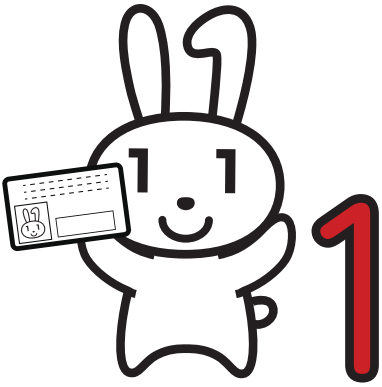

5 見てみると何かと助けになるマイナポータル

マイナポータルっていうのは、一人ひとりが使えるインターネット上のサイトで、国や町の役所などがマイナンバーといっしょに持っている**情報を見る**ことができたり、国や町の役所などが、みんなの情報を聞いたり教えたりした**記録を見る**ことができたりするものなんだよ。

それ以外にも、みんなにとって必要な**サービスを届ける**ことができるようにする予定だよ。

POINT！

マイナポータルにはみんなが期待していて、これからいろんなことに使えるようになるみたいだよ。

例えば、①予防接種のお知らせやみんなが受けられるサービスのお知らせなどが受け取ることができたり、②国や町の役所などから送られてくる書類を受け取ることができたり、③みんなが受けたいサービスをお願いするときの書類を送ることができたり、④国や町の役所などに払うお金を納めることができたり、⑤引越しをしたときに、電気やガスや水道が使えるように、住所が変わったことをお知らせすることができたりするようになるみたいなんだよ。

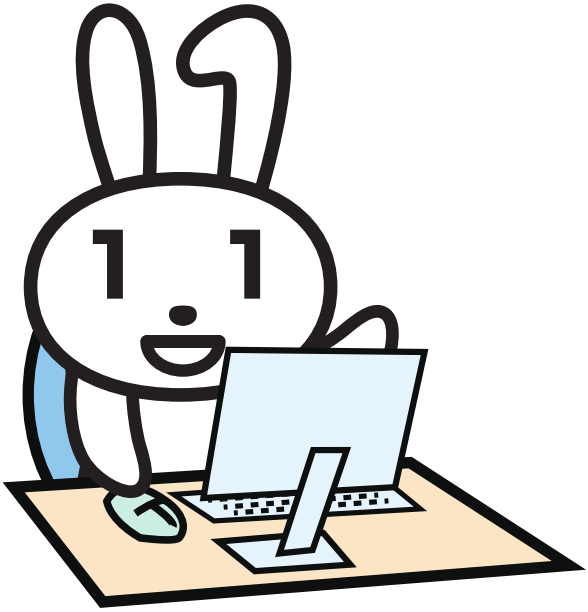

2 マイナンバーを守るためのルール

1 マイナンバーが使えるのは決められたやりとりだけ!

マイナンバーは、国や町の役所、会社や銀行などで使われるけど、法律で**決められたことにしか使えない**んだよ。何にでも使えることができるわけではないんだよ。

② マイナンバーをもらえるのは決められた場合だけ！

マイナンバーを、誰かほかの人からもらおうとするときも、法律で決められた場合でしか、マイナンバーを**もらいたいと言うことはできない**んだよ。

そして、それができるのは、国や町の役所だったり、会社や銀行などだったりするんだよ。

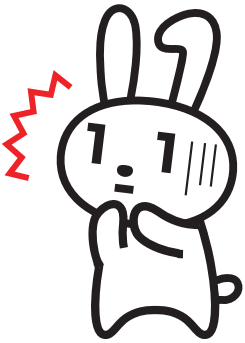

③ マイナンバーは決められた場合でしか教えてはいけないよ

マイナンバーは、みんなが持っているんだけど、誰にでも教えてよいものではなくて、法律で、**教えてよい相手や場面などが決められている**んだよ。

国や町の役所などは、マイナンバーを使って、みんなの情報を教えたり、聞いたりして、仕事をしているんだ。

また、会社や銀行などは、国や町の役所などとやりとりをして、国や町の役所などの仕事を助けているから、マイナンバーを使うことができることになっているんだよ。

これらの人たちには、マイナンバーを**教えてよい**ことになっているし、みんなのマイナンバーを持っているこれらの人たちも、みんなのマイナンバーを**教えてもよい**ことになっているんだ。

でも、だからといって、どんなときでもマイナンバーを教えてよいわけではなくて、マイナンバーを教えてもよいのは、法律で**決められた場合だけ**なんだよ。

④ ほかの人のマイナンバーは決められた場合でしか集めてはいけないよ

マイナンバーを使える人たちは、ほかの人のマイナンバーを聞いて仕事をすることができるんだけど、マイナンバーを**集められる場合**も、法律で決められているんだよ。

5 ほかの人のマイナンバーは決められた場合でしか持っていてはいけないよ

ほかの人のマイナンバーは、法律で決められた場合でしか、教えたり、聞いたりすることができないようになっているから、国や町の役所、会社や銀行などが仕事で使う**必要があるときだけ**、持っていられるんだよ。

それから、マイナンバーは大切なものだから、ほかの人のマイナンバーを教えてもらったら、みんなに見られないように、教えてもらったマイナンバーは**大切に保管**して、みんなに見られないようにしてね。

6 ほかの人のマイナンバーは必要がなくなったら捨てないといけないよ

ほかの人のマイナンバーは、国や町の役所、会社や銀行などが仕事で使う必要があるときだけ、持っていられることになっているから、**必要がなくなったら、捨てないといけないんだよ。**

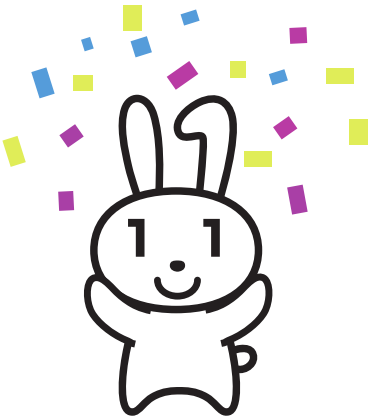

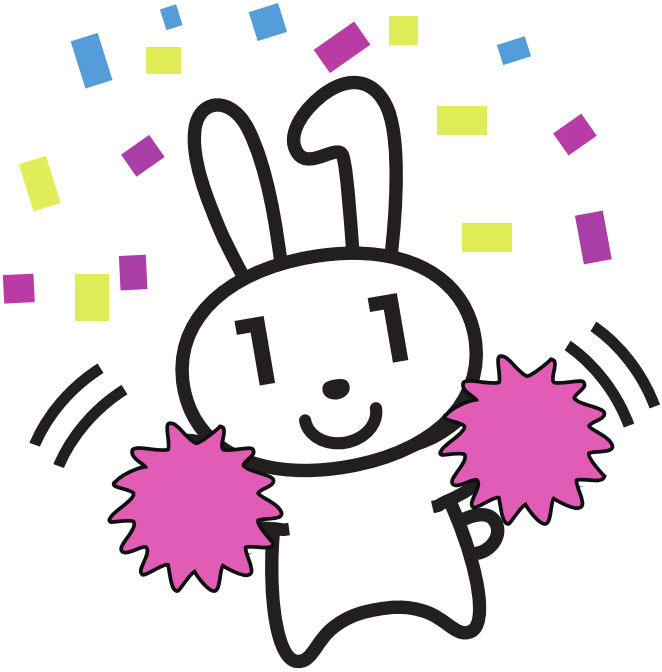

3 マイナンバーを扱うときのルール

マイナンバーを使えるのは、国や町の役所、会社や銀行などなんだけど、マイナンバーを使うときには、守らなくてはいけない**ルール**がいろいろあって、それは**法律**で決められているんだよ。マイナンバーを使う人たちは、この**法律**を守って、仕事をしているんだよ。

それと、マイナンバーを使う人たちが、その法律を守るためにしなければいけないことは、**マイナンバー・ガイドライン**で決められているんだよ。

マイナンバー・ガイドラインに書いてあることをやらないと、法律に書いてある**ルールを守ってない**ことになるかもしれないんだよ。

そのマイナンバー・ガイドラインの中には、マイナンバーやマイナンバーが書いてある書類を大切に扱ってもらうために、どういう風に扱ったらよいかとか、どういう風に保管しておけばよいかとかが、分かりやすく書いてあるんだよ。

だから、みんなのマイナンバーは、マイナンバーを使って仕事をしている人たちが、マイナンバーを守るためにしなければいけないことをきちんとやって、大切に扱わなければいけないんだよ。

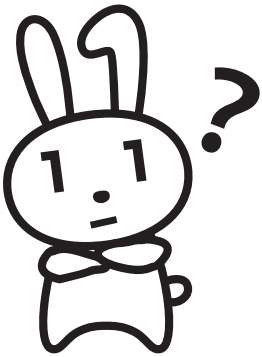

4 個人情報保護委員会というところ

マイナンバーを使うときには、守らなければいけないルールや、そのルールを守るためにしなければいけないことが、法律などで決められているっていうことはさっき説明したけど、だからといって、みんなが、そのルールを守って、マイナンバーを扱ってくれるかどうかは分からないよね？

だから、国は、マイナンバーを使う人たちが、ちゃんとルールを守っているかどうか、**見張ってくれる所**を決めていて、それが、**個人情報保護委員会**というところなんだよ。

そこは、マイナンバーを使うときに、ルールを守っていない人たちに対して、ちゃんとルールを守るように、命令することができるんだよ。

それと、ルールを守っていない人が、この個人情報保護委員会のいうことを聞かないと、**ペナルティーが与えられる**こともあるんだよ。

こうして、マイナンバーは、いろんなところで、**安全に**使えるようにしてあるんだよ。

みんなも、自分のマイナンバーが、大切に扱われているかどうか心配になったら、この**個人情報保護委員会**というところに相談してみるといいよ。

最後に、おねがい！

マイナンバーは、大切なものだから、なくさないように、気を付けないといけないよ。

それと、マイナンバーを紙に書いたり、マイナンバーが書いてある紙を、むやみに人に見せたりしないようにね。

それから、出かけるときに持ち歩くと、どこかに落とすかもしれないから、必要がないときに、むやみに持ち歩かないほうがいいよ。

ありがとうございます